

新潟の子どもの貧困を考える

— 貧困が確実に進んでいます

編 集 部

1

ていた。しかし「新自由主義」的政策は静かに日本社会の底流を蝕みはじめていた。

厚生労働省の「平成22年国民生活基礎調査の概況」(資料1)によれば、「平成21(2009)年の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)は11・2万円(実質値)となつており、「相対的貧困率(貧困線に満たない世帯員の割合)は16・0%、となつていて。また、「子どもの貧困率」(17歳以下)は、15・7%」としている。

同「概況」により、2009年と15年前の1994年を比較してみると、貧困線で16万円の減少。また相対的貧困率で2・3%、子どもの貧困率で3・6%、それぞれに上昇している。

10年余り前の日本社会は「総中流意識」に浸りきつ

阿部彩はその著『子どもの貧困』(岩波書店)で、「大人の社会で「格差」が存在するのであれば、大人の所得に依存している子どもの間にも、当然のことながら「格差」が生じる」と述べている。

ユネセフの世界の子どもの貧困率調査(UNICEF, 2010)

012)によれば、世界32カ国の中でも日本の子どもの貧困率は14・9%で、貧困率の高い方から9番目に位置している。一番低い国のアイスランドは4・7%で日本は約三分の一以下である。

日本の子どもの貧困率は国際的にも極めて高い位置にあることになる。

(資料1)平成22年度国民生活基礎調査の概況

	子どもの貧困率	相対的貧困率	実質値(貧困線)
1994年	12・1	13・7	128万円
1997年	13・4	14・6	130万円
2000年	14・5	15・3	120万円
2003年	13・7	14・9	117万円
2005年	14・2	15・7	114万円
2009年	15・7	16・0	112万円

(厚生労働省)

2

新潟の子どもの貧困率はどの程度か新潟県に問い合わせてみたが、「厚労省の統計は知っているが、新潟県ではそのような統計はとっていない」(福祉課企画統計課)という返事であった。

そこで新潟県の貧困率については『山形大学紀要(社会科学)』第43巻2号記載の戸村健作「近年における都道府県別貧困率の推移—ワーキングプアを中心』の資料(資料2)で新潟県と全国の貧困率を見てみよう。(資料2)都道府県別貧困率の推移(『山形大学紀要』

新潟県の貧困率 全国の貧困率

	1992年	7・6	9・2
1997年	7・6	10・1	
2002年	13・0	14・6	
2007年	13・0	14・1	

厚労省と「山形大学紀要」の統計年次は合っていないし、統計のとり方に多少の違いがあるのか、「山形大学紀要」の数値が厚労省のそれよりも全般的に低く出てはいるが、一定の傾向を読み取ることはできる。

「山形大学紀要」によれば全国の貧困率は1997年に二ヶタ台に上がっているが、新潟の場合は少し遅れて2002年に二ヶタ台に上がり、そのまま高い数値を維持している。

いずれにしても2000年前後に「変化」が現れている。この「変化」について「山形大学紀要」は「1

997年から2002年の期間が一つの画期になつてゐる」とコメントしている。次に貧困問題でもつとも重要な数値である生活保護世帯数の推移(資料3)を見つみよう。

(資料3) 生活保護世帯数(「山形大学紀要」)

新潟 全国

	新潟	全国
1992年	5,887	574,379
1997年	5,648	612,762
2002年	7,750	838,550
2007年	10,020	1,078,668

ここでは新潟、全国とも2002年と2007年の間にはつきりとした「画期」を見てとれる。次に生活保護行政でよく問題になる生活保護の捕捉率(資料4)についてみてみよう。

(資料4) 都道府県別捕捉率の推移(「山形大学紀要」)

新潟 全国

	新潟	全国
1992年	10・8	14・9
1997年	9・3	13・1
2002年	7・1	6・1
2007年	8・9	14・3

これらの数字からは阿部彩の言葉を借りれば、大人社会での「格差」の拡大が子どもの「格差」に連動して、新潟県の子どものあいだでも貧困は拡大していると想定することが出来る。

2007年の数値から1992年の数値を差し引いてみると、全国はマイナス0・6だが、新潟はマイナス1・9で捕捉率の変動が大きい。しかも新潟の場合は近年になるにしたがつて捕捉率が下がつている。ちなみに全国の平均捕捉率より低い都道府県が2007年では新潟を含めて36県に及んでいる。国の生活保護行政による“水際作戦”的結果であろうか。

国の生活保護費の厳しい抑制によつて、生活保護世帯の捕捉率が下がつてゐるにも拘わらず、受給世帯数は年々増大している。いわば逆転現象が見てとれる。捕捉されなかつた背後には貧困家庭が大幅に増加していることを伺わせる。

また新潟県の国民健康保険の滞納繰越額は2006年に比して2010年は約1・7倍になつてゐる(「新潟県統計年鑑」)。

3

憲法26条の義務教育費の無償の規定に基づいて、生活保護受給者と、それに準ずる準要保護者を対象にしては修学旅行費、学用品、新入学用品、通学用品、通学費等を支給する就学支援制度がある。

このなかでもっとも高額な費用になる修学旅行費の過去5年間の給与人を見てみよう。

(資料5) 新潟県の就学援助費の給与実態(修学旅行費)

	小学校	中学校
2008年	116人	110人
2009年	130人	124人
2010年	135人	147人
2011年	130人	173人
2012年	154人	175人

(新潟県教育委員会義務教育課)

円で自治体が実際に負担した金額、1033億円の半分にも満たない。

4

いま、僅かの資料をみただけでも新潟県の貧困は確実にすんでいる。したがつて新潟県の子どもの貧困も広がつていると見るべきだろう。

貧困の拡大は、どうやら2000年前後に急速に拡大していることが各種の数値から見てとれる。

1986年には労働者派遣法が成立して、非正規雇用が急速に拡大した。そして1999年には同法が改悪されて派遣労働が原則自由化された。2003年にはそれまで禁止されていた製造業まで拡大された。

それにさらに拍車を駆けたのが、1997年の消費税率を3%から5%に上げたことである。

来年からは消費税率を8%に引きあげ、労働法制の一層の改悪も検討されている。

(小野塚恒男・大滝浩道)

年度によって在籍生徒数の変動はあるにせよ、年ごとに人数が増えている。ところが国は2005年以降、就学援助制度への国庫補助金制度を改悪。その結果、国庫補助金は「要保護者」のみになり、「準要保護者」への国庫補助金は一般財源化された。その結果、2011年度の国庫補助金と地方交付税の合計は494億